

可決した主な議案

出張所・連絡所
設置条例の一部改正

賛成 20

反対 5

鷲部出張所、宮ノ原出張所、大君連絡所及び飛渡瀬連絡所を平成18年9月30日で廃止する条例の一部改正案を賛成多数で可決しました。



▲ 飛渡瀬連絡所

質疑の内容

- Q 鷲部・宮ノ原出張所、大君・飛渡瀬連絡所を廃止する理由は。
- A 行財政改革の推進のため、人件費の削減と行政組織のスリム化にあります。
- Q 出張所・連絡所は住民の利便性を考慮すると経済的効率が悪いから廃止してよい、とはいえないと思うが。
- A 年間世帯あたり1件利用するかしないかというサービスに高コストはかけられない。
- Q コミュニティ活動も難しくなるのでは。
- A 出張所・連絡所は基本的に各種証明事務等の発行業務が中心の役割です。
- Q 飛渡瀬地区は江南地区より倍以上の人口がいるのに、飛渡瀬地区が江南地区へなぜ統合されるのか。
- A 行政組織の問題であり、そのあり方は市長の権限である程度、総合的な判断でやらせていただきます。

反対討論

費用対効果についてはある意味では賛成ですが、コミュニティが行政におんぶに抱っこですごったわけではなく、実際には行政コストを低く抑えた効果はありません。出張所・連絡所は、住民の利便性のために設置されているもので、経済効率のために廃止すべきではない。その地域の中核的な役割を担っていること、大事な地域づくりの活性化を図る点でも出張所が必要であり、住民が安心して暮らしているために維持していきたい。

賛成討論

各地域には公民館・隣保館など公共施設があり、これらを有効利用して行政サービスの向上につとめることが可能です。いままでは行政改革を行い、子どもたちの世代に負担を課すことは避けるべきであると考えます。

旅客定期航路
6月から運賃改定

賛成 18

反対 7



原油価格の高騰等により、船運賃を改定する条例の一部改正案を賛成多数で可決しました。

質疑の内容

- Q 経済的負担を抑制するために、フェリー運賃を抑えられないか。
- A 原油高騰により、やむを得ない。
- Q 条例では、企業の経営を考慮して期末手当・勤労手当を支給するとあるが、今回の値上げでも赤字見込みであるが、どう考えるのか。
- A 給与条例により支給している。
- Q 民間会社が値上げしていないのに、公営船が先に値上げするから、市民から批判が出ている。
- A 民間会社も同じように対応するように聞いている。
- Q 船員給与の対応は、公務員法なのか、船員法なのか。
- A 両方の適用を受けている。
- Q 三高航路と能美航路の合理化により、利便性もよくなるのでは。
- A 航路の一元化は一つの方法ですが、相手があるので難しい。

介護保険料を改正

- 1 平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画における費用の見込み及び地域支援事業に要する費用の見込みに基づき、介護保険料を設定する。
- 2 負担の激変緩和の観点から、市が設置する「介護給付費準備基金」を3年間で156、000千円取り崩し、介護保険料に充当する。(参考)基金の取り崩しがない場合、月額4、400円程度。
- 3 平成17年度までの間は、各町の介護保険料により不均一賦課の取扱いとしていたが、平成18年度からは、統一した介護保険料とする。

賛成 18

反対 7

質疑の内容

- Q 県下でどれだけ保険料がアップしたのか。
- A 県内23市町の平均は4、445円。江田島市は3、992円で、18番目でかなり低い。
- Q 江田島町は大幅に下がりが、沖美町は大幅にあがるが。
- A 旧4町の不均一部分について16・17年度は激変緩和ということで一定の不均一状態を維持し、平成18年度から全面的に3年間の保険料を定めて、今回の一律化とします。

【介護保険改正】

平成18年度から平成20年度まで	
保険料区分	年額 (月額)
第1段階 (基準額×0.5)	23,900円 (1,992円)
第2段階 (基準額×0.5)	23,900円 (1,992円)
第3段階 (基準額×0.75)	35,900円 (2,992円)
第4段階 (基準額)	47,900円 (3,992円)
第5段階 (基準額×1.25)	59,800円 (4,983円)
第6段階 (基準額×1.5)	71,800円 (5,983円)

【見直し後の保険料段階対象者】

第1段階	・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者
第2段階	・住民税非課税世帯で、課税年金収入+合計所得金額が80万円未満の者。
第3段階	・住民税非課税世帯で、第2段階に属さない者。
第4段階	・住民税課税世帯であるが、本人が住民税非課税者。
第5段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満の者。
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上の者。

ひとり親家庭等
重度心身障害者
医療費支給条例の改正

一部負担金の支払い	ひとり親家庭等	重度心身障害者
保険医療機関ごとに	1日 500円	1日 200円
[経過措置] 平成18年8月1日～平成20年7月31日	1日 250円	1日 100円
入院等 (同一の月に同一の医療機関)	月 14回	月 14回
通院等 (同一の月に同一の医療機関)	月 4回	月 4回

平成18年度
敬老金贈呈対象者及び
金額を改正

改正前	
80歳以上	8,000円
100歳以上	10,000円

改正後	
80歳・85歳	3,000円
90歳・95歳	5,000円
100歳以上	10,000円